R3. 12. 21 II – 3

審議項目	個人情報の取扱いの制限②(利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求)				
関係規定	現行条例		新法		
	<u>第8条</u> ,第8条の2,第9条		第 63 条, <u>第 69 条</u> ,第 70 条~第 73 条		
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる		新規	
	・審議会の意見聴取手続など・利用及び提		中の制限など ・不適正な利用の禁止 ・外国にある第三者への提供の制限		-
新条例への 規定の可否	・ 法の規律を超えての利用及び提供の制限は規定できないと考えられる。				

※ 関係規定は、別紙参照

項と言	1 目的外利用・ 提供の制限	① 「相当の理由」や「特別の理由」に係る判断の妥当性の担保 行政機関等の内部での目的外利用や他の行政機関等への目的外提 供は、行政機関等が「法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度 で利用」し、かつ、利用することに「相当の理由」があるときに限ら れる。また、行政機関等以外への提供は、統計作成や学術研究等の目 的以外では「特別の理由」があるときに限られる。 ② 提供先が可視化されないこと。
	2 審議会の役割	① 現行の意見聴取手続に代わる審議会の関与が考えられるか。
	3 提供先への措置要求	① 現行条例にない内容(「外国にある第三者への提供」「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求」「仮名加工情報の取扱いに係る義務」)が規定されること

### **<1,2について>**

- ① 個人情報保護委員会が作成するガイドライン等に示される「相当の理由」と「特別の理由」の考え方や具体例を庁内で共有したうえで、判断に迷う事案について同委員会に助言を求める体制を整える必要がある。
- ② 実務としては、新たに個人情報を取り扱うこととなる事務のうち一定のものについて、制度所管課への事前協議を求めることが考えられる。

# 考え方 (案)

- ③ 目的外利用や提供について,類型的に審議会の意見聴取手続を制限解除の要件とすることはできないとしても,個別ケースの判断をする際に必要に応じて審議会に意見を聴くことができる仕組みや,一定の事案(例えば「相当の理由」や「特別の理由」があると判断したもの)を事後的に審議会に報告する仕組みは,団体内部の手続として新条例に規定してもよいのではないか。
- ④ 一定の事案を審議会に報告することとし、当該報告内容について提供先も含めて公表すれば、ある程度の提供先の可視化も図れるのではないか。

## <3について>

① 新たな概念を含む規定については、趣旨等を庁内にしっかり周知する必要がある。

### <全体について>

○ 考え方(案)については、概ね賛成である。

#### く1について>

### 主な意見

- 「相当の理由」や「特別の理由」の内容は、条例に列挙できれば判断の指標ともなる ので、判断の適正性を担保するためにそのような規定を新条例に置くことも一つの手法 である。
- 目的外の提供先の可視化については、市民が容易に把握することができるよう、個人情報ファイル簿の記載事項とされている経常的な提供先と併せて目的外の提供先も記載するなど、一覧性を持たせることが望ましい。

# 審議票

## く3について>

○ 新法の「外国にある第三者への提供」の規定は、提供先への措置要求とは異なる(本 人の同意や本人への情報提供の規定である)ので項目の整理を工夫されたい。

# (考え方(案)の是非に関する意見の状況)

考え方(案)に概ね賛成との意見があった。考え方(案)に対する異論はなかった。